

令和８年度価格転嫁に係る動画・冊子制作業務委託
質問に対する回答（県ＨＰ公表）

（令和８年９月９日時点）

質問内容	県の回答
①事業者向け動画について、尺・本数に指定はございますでしょうか。章立てで複数本に分けて制作することは可能でしょうか。	事業者向け動画の尺（時間）は、全項目合計で60分から75分程度と指定しております。動画の本数については、指定はありません。 章立てで複数本に分けて制作することは可能です。
②事業者向け動画の形式（実写インタビュー、ナレーション＋アニメーション等）について、推奨または制約はございますでしょうか。	動画の形式について推奨形式や制約は設けておりません。
③県民向けショートムービーについて、ＳＮＳでの配信・広告出稿の実施主体は県か受託者か、ご教示いただけますでしょうか。	ＳＮＳ等での配信・広告出稿の実施主体は受託者となります。

④事業者向け動画の内容監修について、中小企業診断士等の専門家を県又は関係団体からご推薦いただくことは可能でしょうか。	専門家の推薦は不可能です。
⑤専門家への監修謝金・出演料等を、契約価格の限度額（5,000千円（税込））の内数として計上してもよろしいでしょうか。	専門家への監修謝金・出演料等も契約価格に含めて、計上するようにしてください。
⑥9月18日のプレゼンテーション（企画提案書の説明）の実施時間について、午前中の時間帯での実施をご検討いただくことは可能でしょうか。	プレゼンテーションの詳細は別途連絡させていただきますが、現時点では午前中の開催を予定しております。